

剽窃に関する対応

1. Turnitin*を用いた学生自身による類似性チェック

- 1) 担当教員が類似性チェックを求める際は、学生へ課題レポート提出を求める通達に Turnitin による類似性確認レポート（以下、類似性確認レポートと称する）を添付すること及び、類似性の許容範囲について明示する。
- 2) Turnitin マニュアル(別資料)に従って学生は類似性チェックを行い、判定を参考に課題レポートを修正する。最終的な類似性確認レポートを添付して、課題を提出する。

2. 提出された課題レポートの評価

- 1) 類似性の許容範囲については、課題内容に基づいて担当教員が判断する。
- 2) ①担当教員が類似性確認レポートの添付を指示した場合
課題レポートとともに類似性確認レポートを評価し、許容範囲を超えた類似性を有すると判断した場合には、オーガナイザーに「剽窃の疑い」を報告する。
②担当教員が類似性確認レポートの添付を指示しなかった場合
担当教員が剽窃の強い懸念を認めた際は、提出を求めた同一の課題レポートをすべて Turnitin を用いて、類似性チェックを行ったうえで、許容範囲を超えた類似性を有すると判断した場合には、オーガナイザーに「剽窃の疑い」を報告する。
- 3) 「剽窃の疑い」と報告を受けたオーガナイザーは、類似性確認レポートを評価し、許容範囲を超えた類似性を有すると判断した場合は、剽窃ありと判定する。

3. 剽窃ありと判定した際の対応

担当教員の判断により、以下 1)①または②、いずれかの対応をとる。

- 1) ①教育的指導により学生に学修を促す対応を取る場合
剽窃ありと判定した課題レポートを担当教員およびオーガナイザーが、学生を個別に指導して、再提出を求める。学生に指導を行った際、学生の応答にアンプロフェッショナルな態度が見られた場合には、その状況を記録してオーガナイザーに報告し、教務委員会に提出する。
②課題レポートの提出をもって即座に成績評価を行う場合
剽窃ありという判定に対してオーガナイザーは当該全体科目の評価点を0とし、「剽窃あり」を付記し経緯について記載した剽窃報告と類似性確認レポートを教務委員会に提出する。
- 2) 最終的な評価において剽窃と判定されたときには、オーガナイザーが当該学生に伝え、設定した疑義照会の締切（概ね7日間）を説明する。

4. 学生からの疑義照会（剽窃行為と判定された学生が成績評価に納得できない時）への対応

疑義照会を希望する学生は、オーガナイザーが設定した締切までに、書面をもって教務委員長に疑義照会の申し立てを行う。

5. 剽窃の認定について

- 1) 剽窃報告を受けた教務委員会は、疑義照会の締切後に剽窃について審議し、承認あるいは非承認を決定する。
- 2) 教務委員会において剽窃が承認された場合は、当該科目全体の評価点を0とする。
- 3) 教務委員会において剽窃が非承認であった場合は、教務委員長からオーガナイザーに類似性に関して、再度評価することを求める。

6. Turnitin 学生利用マニュアル⇒URL

※「Turnitin」(ターンイットイン)・・・学生から提出されるレポートや論文の内容を、独自のデータベースと照合し、“既存情報と、どの文章がどれだけ似ているか”という類似性をすばやく可視化してくれるオンラインツール。

疑義申立文書案

年 月 日

教務委員会委員長殿

医学部 年

学籍番号

氏 名

剽窃行為の判定に関する疑義申立

今回、提出した課題レポートにおいて「剽窃」という判定がなされたことについて、疑義申立致します。

1. 対象となった課題：

2. 疑義申し立て理由：

*本申立書に、提出した課題レポートのコピーと Turnitin を用いた類似性確認レポートを添付して提出